

外国子会社配当等益金不算入制度のチェックポイント

① 制度の概要

内国法人が、平成 21 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度において、外国子会社（内国法人の外国子会社に対する持株割合が 25%以上で、かつ、その保有期間が 6 ヶ月以上であること）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額の 95%を益金不算入とすることができる。（法 23 の 2）（間接外国税額控除制度は廃止となった。）

② 95%益金不算入の根拠となる剰余金の配当等の金額

益金不算入の対象となる受取配当は、外国源泉税が課されていても、源泉徴収前のいわゆる税込金額となる。

③ 保有期間が 6 ヶ月以上とは

剰余金の配当等の支払義務が確定する日以前 6 ヶ月以上、保有が継続していること。

④ 持株割合が 25%以上の特例

租税条約に異なる定めがある場合は、租税条約に定められた持株割合による。
アメリカ・オーストラリア・ブラジルは 10%以上、フランスは 15%以上。

⑤ 剰余金の配当等の支払義務が確定する日

各国の制度・商慣習によるが、中国の場合は、「董事会で決議された日」になると思われる。（私見）中国では、董事会で決議し、納税クリアランスを取得し、外貨管理局に登録すれば、いつでも何回でも〇〇期の配当として送金できる。時として、過年度の配当金が支払われることがある。

⑥ 確定申告書への記載要件と書類等の保存義務

外国子会社配当等益金不算入制度の適用を受ける場合は、確定申告書に益金不算入とされる剰余金の配当等の金額及びその計算に関する明細（別表八（二））の記載をすると共に、次の 3 件の書類等を保存しなければならない。（法 23 の 2②、法規 8 の 5）制度適用に当たり宥恕規定はあるものの、益金不算入とされる金額は、確定申告書に記載された金額が限度となる。

→当初申告に記載忘れては、更正できない。もし間接税額控除適用期間に誤って益金不算入としていたら、修正で間接税額控除も適用できない。逆も同じ。

保存書類・（1）外国法人が外国子会社に該当することを証する書類

（2）外国子会社の益金不算入とされる配当等の額に係る貸借対照表等財

務諸表等並びに損益金処分に係る計算書類その他の書類
(3) 剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等が課された場合は、その申告書の写しまたは納付された納付書のタックス・レシート

- ⑦ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の処理
- (1) 当該外国源泉税等は、損金不算入（法 39 の 2）
 - (2) 当該外国源泉税等は、外国税額控除制度の対象となる控除対象外国法人税の額に含まれない。（法 69、法令 142 の 3⑦三）
 - (3) 当該外国源泉税等が減額された場合は、益金不算入（法 26②）

中国の場合

中国は 2008 年 1 月 1 日に新「企業所得税法」を施行し、基本税率が 25% になったため、日本から見ると、タックスヘイブン対策税制の対象国となった。よって、中国に所在する外国子会社は特定外国子会社等となり、外国子会社配当等益金不算入制度においては、経過措置の適用を受けることになる。（平成 21 年改正法附則 44⑤）

① 平成 21 年改正法附則 44⑤の規定

外国子会社配当等益金不算入制度において特定外国子会社等から受ける配当等は、経過措置が設けられており、たとえ制度の施行日（平成 21 年 4 月 1 日）以降に開始した内国法人の事業年度において受け取った配当等であっても、平成 21 年 4 月 1 日以前に開始した特定外国子会社等の事業年度から生じた配当等であった場合には、益金不算入制度は適用できず、その配当等は従前のおり益金算入となり、間接外国税額控除制度を適用することになる。

② 95%を益金不算入に対する特例

特定外国子会社等に該当する外国子会社から受ける剰余金の配当等は、上記①の法 23 の 2 の規定に関わらず、既往 10 年以内の合算課税済の特定課税対象金額に達するまでの金額については、100%益金不算入となる。（措法 66 の 8②）



中国の場合、2007 年までは、タックスヘイブン対策税制の対象国ではなかったため、既往 10 年以内の合算課税済の特定課税対象金額は存在せず 0 円であるため、100%益金不算入となる金額は存在しないため、全額 95%益金不算入の対象金額になる。

③ 外国子会社配当等益金不算入制度の適用開始時期

中国の子会社の会計年度が平成 22（2010）年 1 月 1 日～平成 22（2010）年 12 月 31 日に係る配当等で、平成 23（2011）年 1 月 1 日～平成 23（2011）年 5 月 31 日までに董事会で決議された配当等から対象となる。